

令和7年度石川県交通安全対策会議（書面会議）の概要について

1 審議事項

令和7年度石川県交通安全実施計画（案）

2 書面表決の実施状況

令和7年6月23日までに各委員に対し、令和7年度石川県交通安全実施計画（案）について意見を求めたところ、眞鍋委員から「飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立に関し、新聞報道で、自転車の酒気帯び運転の摘発人数を知りました。氷山の一角だと思いますので、自転車であっても飲酒運転の根絶について県民にしっかり啓発していただきたいです。」との意見があった。

3 令和7年度石川県交通安全実施計画の決定

上記2の意見を踏まえ、

第1章 道路交通の安全に関する施策、第2節 交通安全思想の普及徹底、第2項 交通安全に関する普及啓発活動の推進、7 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立の記載内容に関して、

令和5年4月1日に施行した石川県飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、自動車及び自転車等の飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する。

と修正し、令和7年7月10日、本計画を決定した。